日本年金基金からのお知らせ

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークから年金受給者の住所変更等の情報を取得できるようになったため、住民票コードが収録されている年金受給権者の方については、これまで本人が年金事務所等に提出していた「現況届」を原則不要としていることに加え、今年の７月から、本人が提出する「住所変更届」及び、遺族が提出する「死亡届」が原則不要となりました。

ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合には、引き続き「住所変更届」が必要となります。

なお、日本年金機構に届け出されている住所と住民票上の住所が一部異なっている場合は、９月末までに申出書を持参・郵送・申出することにより、今後の「住所変更届」を不要とすることができます。

住民票コードの収録状況につきましては、今年の６月に送付している年金振込通知書等に記載していますので、ご確認願います。

また、受給権者の「氏名変更届」は、これまでどおり届出が必要です。

◎問い合わせ先

〒077－8533　留萌市大町３丁目
日本年金機構留萌年金事務所　☎43－7211

８月31日は 個人事業税（第１期分）の納期限です

個人事業税とは、道内に事務所または事業所があり、個人で事業を行なっている方に対して課税される税金です。納期限まで忘れずに納税しましょう。納税には便利な「口座振替」をご利用ください。

◎問い合わせ先

留萌振興局地域政策部税務課
〈課税に関すること〉　☎42－8417
〈納税に関すること〉　☎42－8418

法人道民税・事業税の申告は eLTAX で！

知ってますか?北海道の「苦情審査委員制度」

「苦情審査委員制度」は、北海道が行なった業務や制度の内容を審査する制度です。

○皆さんに代わって、苦情審査委員が中立的な立場で北海道の機関に対し、必要な調査等を行います。
○審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、該当の機関に是正や改善を求めます。
○審査結果までは、およそ２か月です。
○皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。
○もちろん、個人情報は守られます。

下記の窓口やホームページに苦情申立書を用意していますので、必要事項や苦情等を記載し、郵送・ＦＡＸ・メールにてお申し込みください。

◎申し込み・問い合わせ先

- 北海道総合政策部知事室道政相談センター
  〒060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
  ☎011－204－5022（直通）　FAX 011－241－8181
  ✉ kujyou. koueki@pref. hokkaido. lg. jp
  HP http://www. pref. hokkaido. lg. jp. ss/dsc/kujyou. htm
- 各総合振興局（振興局）地域政策部道政相談室

留萌法律相談センター開設日変更について

旭川弁護士会では、留萌市において留萌法律相談センターを月に１回開催しておりましたが、７月以降からは月に２回開催していますのでお知らせします。

■実施日時　毎月２回
（第１・３月曜日午後１時～４時）
■場　　所　留萌市明元町６丁目
（留萌消費者センター）
■相談内容　多重債務や高齢者・障がい者専門相談
（成年後見・高齢者虐待・相続等）
■相 談 料　１人１回30分5,000円
（多重債務相談は無料で、それ以外でも資力の無い方は無料となる場合があります）
■予約方法　平日の午前９時～午後５時までに下記事務局までお電話で予約してください。

◎予約・問い合わせ先

旭川弁護士会　☎0166－51－9527